

○議長（高橋伸二君） 日程第二、議第七十八号議案ないし議第一百号議案及び報告第十五号ないし報告第二十三号を議題とし、これらについての質疑と、日程第三、一般質問とを併せて行います。

前日に引き続き、質疑、質問を継続いたします。三十九番三浦一敏君。

〔三十九番 三浦一敏君登壇〕

○三十九番（三浦一敏君） 皆さんおはようございます。日本共産党県議団を代表いたしまして、ただいまから一般質問を行います。

まず、村井県政五期二十年につきまして伺います。

知事は令和六年六月七日、ホテルメトロポリタン仙台と石巻ブランドホテルで県政の諸課題についてと題して講演を行いました。企業誘致、J S M Cの半導体の県内誘致や、四病院の再編など四つのテーマでしたが、知事は得意満面でなぜそれらが必要なのかについて長々と話をされました。それから一年がたちまして、事態は知事が描いた構想が見事に外れてしまったと言えるのではないのでしょうか、お答えください。

知事は就任以来、宮城の産業構造を変えなければならないと力説しいろいろ頑張ってきたが、自動車産業はアメリカのランプ関税に翻弄され、雇用や部品下請など予断を許しません。知事は、県内総生産を十兆円に引き上げるために一番いいのは半導体だろうと思いついたと述べています。そして、台湾半導体企業P S M Cの誘致に名のりを上げ、結果は皆様御承知のとおり、誘致を勝ち取ることができたのでしたと語ったものの、基本合意から一年もたたないうちに破綻となり、P S M Cのインド西部への進出で幕を閉じたのであります。知事は何で宮城に来なかったのか、納得できる説明がされないまま今年度の重点事業に再び掲げたことは、異常な独断専行の県政運営と言わざるを得ません。半導体誘致の担当課を継続させ、国内外から来てもらう企業を探すと言いますが、一体当てがあるのか。十七日のコメントでは、今度は半導体に固執せず、幅広い業種を念頭に産業集積を進めるとのことだが、一旦立ち止まって冷静に考えるべきではないか、知事の見解を伺います。

次に、四病院再編については、知事は選挙公約で信任されたことを錦の御旗にして四年以上も県政を混乱させました。病院が突然移転するということは、その当事者や関係者にとってはまさに命に関わることであり、住民合意が大前提で、関係自治体とも十

分協議しながら進めることが基本であります。にもかかわらず、知事の手法はこれとは真逆に強引に進められました。関係住民の激しい反発、議会内外の批判にさらされ、どんなにこり押ししても結局は成功しませんでした。県立精神医療センターは名取市内での改築での存続、知事が最後まで固執した東北労災病院の経営母体である労働者健康安全機構が、五月九日、富谷移転に関わる協議を断念することになりました。地元紙は「知事戦略、曲折の末、霧散」との見出しを付け、「地域の精神医療の崩壊を危惧する患者団体や県議会が激しく反発。……東北労災単独で移転するメリットは失われた」と報じました。知事は二転三転したが右往左往をしたわけではないと開き直っていますが、県民の大きな運動で、県立精神医療センターと東北労災病院の富谷移転の合築は、結局成功しませんでした。政治は結果責任ですから、県政を長期間混乱させたことは辞任に値するのではないか、村井県政二十年の中でも特筆すべき私は失政ではないかと思うのでありますが、知事はどのように総括しているのか、伺います。

更に問題なのは、知事が富谷市長の誘致継続に同調し、仙台医療圏内での引き抜きともとれる言動をしていることに仙台市長や仙台市議会から反発が出ていることです。このような手法はやめるべきだと思いますが、お答えください。

また、昨年十二月の一般質問で、強引な手法で県政を混乱停滞させ、関係者を苦しめたのに反省はないのかとの私の質問に対し、知事は「この間、当事者の方々に御心配をおかけしたことは申し訳なく思っております」と陳謝したが、その認識は今も変わらないですね。精神医療センターだけでなく、東北労災病院の患者さん、病院職員の方に対し改めておわびがあつてしかるべきと思うがどうか、伺います。

新たな目的税である宿泊税導入も宿泊事業者の大きな反発を買いました。結局、今年秋頃からの実施を延期し、来年一月十三日からスタートすることで準備が進められています。特別徴収義務者が集める宿泊税にトラブルが発生しないのか、観光財源としてどう還元されるのか、心配と不安が寄せられています。そこで一つ申し上げたいことは、宿泊事業者部会の設置についてです。仙台圏は合計十四市町村に及ぶ広範な圏域です。ここに十人程度の一つの部会では事業者の意見は到底反映されません。松島町で行った説明会でも強い要望が出されました。せめて、仙台市、塩釜・多賀城市及び宮城郡、富谷市及び黒川郡、名取・岩沼市及び亶理郡の四つの部会とするなど、部会設置の圏域を

分割することを求めます。お答えください。

村井県政になって、発展税、みやぎ環境税、そして今度は宿泊税と次々目的税が導入されました。税金を課すことは為政者として極めて慎重でなければなりません。これでは増税知事として歴史に記憶されるではないですか。次は何の目的税を考えているのでしょうか。県民や事業者は苦しくても所定の税金を納税しているのであり、宮城県の一兆円以上の年間予算を効果的に活用するのが政治の責任であります。観光財源も本来その中から生み出すべきではないか、安易なやり方に対し何ら反省もないのか、伺います。

私は、東日本大震災以降県会議員になりましたので、四期十四年であります。この中で村井県政を見てきましたが、印象に残る出来事を列挙しますと、壊滅的被害から立ち上がるようとしている中、桃浦に水産特区を強引に導入しましたが、知事の思惑どおりにはいかず、それに続く浜はどこもありませんでした。それから住民合意も不十分なまま画一的な防潮堤が海岸や河川に造られ、避難計画などソフト面が不十分なまま景観や環境を壊し、どれほどの予算をつぎ込んできたことか。被災者に冷たく、医療費免除の打切り、県としてただの一戸も復興公営住宅を造らず県として管理ゼロ。お隣の岩手県とは大違い。県営住宅に責任を持たない姿勢は今に通じるものを感じます。知事は、復興の一丁目一番地と言って二十年間のみやぎ型管理運営方式導入により上下水三事業で三百三十七億円、水道供給事業だけでも百九十五億円の節約ができるとコンセンション方式を採用しました。しかし、直営時代の令和三年度と民営化後の令和五年度決算を比較してみると、県の上水道事業会計は年間十五億円の利益が減る一方、運営権者は三十億円の売上げ、八億円の利益を出しています。利益率は実に二七％で二億円の法人税を支払っています。このように、みやぎ型管理運営方式は県事業会計に貢献するどころか県の利益が運営権者に移されている姿が明らかになっています。結局、みやぎ型の導入は、外国資本が中心となって運営権者をもうけさせるための制度だったのではありませんか、知事の見解を伺います。

そして、忘れられないのが、知事肝煎りの宮城県宮城野原広域防災拠点施設の選定やり直しで、県の幹部職員の不透明な選定です。震災前は最低の評価点数八点だった宮城野原地域が、震災後の評価では新しい面積を加え最高の二十点を獲得したのは、選定メンバーが専門家を除いた身内の土木部のメンバーで実施したからです。まさに疑惑の

選定でした。今もって岩切の移転跡地の完成がずると延びて、事業費三百億が今や四百二十二億もの金食い虫になっている状況は、知事の政治責任そのものではありませんか、お答えください。

その後は、突然出てきた宮城県美術館の移転問題であります。歴史的価値ある建築物を壊してはならないと、多くの文化人や芸術家、県内外からの声が広がり、議会でも厳しい意見が出て、ついに断念に追い込まれ、貴重な県美術館は残ったのであります。財政力指数が他県よりいいのに、福祉や教育、農林水産についても予算は少なく芳しくありません。日本の出生数が初めて七十七万人割れとなったが、我が県の合計特殊出生率は前年の一・〇七を下回る一・〇〇となり全国ワースト二位となった。六月四日の知事会見によれば、無視してはいけない数字だが、そこまでこだわるべきではないと指摘。

率ではなく数を重視すべきだとして県全体で子供の数が減らない施策をすることが重要と強調したことだが、私はこの順位と深刻な現状にこだわる必要があるのではないかと思います。私の地元石巻市農村部でも子供の減少が深刻で、地域から学校が次々となくなっていることに危機感を持っています。二〇二四年で見て、宮城の出生数は仙台市を中心に一万二千二百四十二人で東北では一番多いのですが、年々減少している現状についてどう見ているのか、お答えください。

このように駆け足で振り返ってみると、村井知事のいい功績が、医学部誘致以外出てこないであります。私の県政評価が間違っているのでしょうか、知事の考えを伺います。

二つ目に、米価高騰について伺います。

令和の米騒動がなぜ起きたのか、昨年六月までの一年間に供給された米の量は需要量より四十四万トンも少なくなり、民間在庫が史上最低に落ち込みました。その結果、スーパーから米が消えるという米不足が顕在化して、買い付け競争が激化し価格が高騰したのであります。知事は米価高騰になった要因は何だとお考えですか、お答えください。

しかし、政府は米不足を認めようとせず、新米が出れば落ち着くと言いつつ、今年に入っても米は足りていると繰り返し、全体として供給量はあるなどと米不足を認めようとしません。安易な外国からの輸入に頼るのではなく、価格保障と所得保障で農家を

支え、国内の計画的米増産に切り替えるべきではありませんか、知事の考えを伺います。また、宮城として、温暖化に強い米の品種の研究費増額や小規模農家への具体的な支援、新規就農者育成にもっと力を入れるべきと思うが、答弁を求めます。

米不足と価格高騰は、長く続いた自民党政治の農業軽視の姿勢の結果です。米の消費が年々減ることを前提にして、農家に減反、減産を押しつけ米生産基盤を弱体化させてきたのです。全国的に見て、二〇〇〇年に稲作農家戸数が百七十四万戸から二〇二〇年には七十万戸となり、約四割まで激減しました。一方、宮城県は十五年間で農家戸数が半分以下に減少し、二〇〇五年から二〇一四年までの二十年間で作付面積が一万六千七百ヘクタール、生産量も五万七千六百トン減少しているのです。石破首相は三月の参院予算委員会で、農地を減らし農業生産を減らしてきたのは主な国の中では日本だけだと反省を込めて述べたが、知事はそういう認識はありますか、伺います。

結局、歴代自民党農政は減反と減産を農家に押しつけながら、ミニマムアクセス米を減らさず、この二十数年間七十七万トンを入力し続けてきました。このことが農家の方々の気持ちをどれだけ落ち込ませたことでしょうか。稲作をやればやるほど赤字になる六十キロ一万円を切り、米農家の一時間当たりの労働報酬は十円に落ち込むなど事態は深刻だったのです。担い手後継者も育たない。残る大規模農家や認定農家も米価の低下と高額な農業機械の支払いに苦しみ、円安の影響で肥料など大幅に値上がりし、米作って飯食えないと言われるほど苦しい経営が続いてきました。米不足と価格高騰を打開するには、市場任せにせず、生産者に再生産可能な所得を保障し、消費者には納得できる手頃な価格で提供する。これこそが国の責任ではないでしょうか。そのために必要な予算を確保すべきですが、知事はそう思いませんか、見解を伺います。

国の農林水産予算は、一九八〇年三兆六千億円で防衛予算を上回っていました。ところが、二〇二五年には農林水産予算は二兆三千億円に減り、防衛予算八兆七千億円の何と四分の一になっているのです。宮城の農林水産予算は年々減少し、一兆円を越す予算の五%にも満たない。宮城の宝である一次産業軽視の県政の転換が必要だと思うが、知事の答弁を求めます。

次に、農地中間管理機構について質問します。農業経営基盤強化促進法が令和四年五月に改正され、令和五年四月から実施となり、特に石巻地方の大規模農家では大きな

問題になっています。農地中間管理事業を活用して賃貸で耕作している田んぼは五年ごとに契約し直すことになっているが、これまでは、公益社団法人みやぎ農業振興公社から委託を受けたJAが窓口となり手続をスムーズにやっていた。この四月から石巻市の場合は、窓口がJAからみやぎ農業振興公社に変更になり、これまで二か月程度だったものが数か月もかかり大変面倒になるとの心配が寄せられています。県として農業公社とJAの委託費を調整していただき、来年度から手続の改善を図ってほしいが、答弁を求めます。

次に、女川原発・乾式貯蔵施設について伺います。

県民の多くの反対を押し切って、女川原発二号機は二〇二四年十二月二十六日、営業運転を再開。それから半年、今度は使用済核燃料の行き場がなく、女川原発敷地内に長期間半永久的に留め置かれる危険が強まっているのであります。二号機の使用済燃料プールの空き容量は四百七十七体分しかなく、再稼働で年間約百三十体の新たな使用済核燃料が発生するため四年後には満杯になる。それで今度は、千三百八十体を収容できる乾式貯蔵施設を敷地内に二棟設置するものです。東北電力は乾式貯蔵施設について、使用済核燃料を発電所から搬出するまでの間、一時的に貯蔵する施設との説明を繰り返し、いつまでにどこに運び出すかの説明はいたしません。私たち党県議団が七月二十八日に行った政府交渉でも、原子力担当係官は搬出期限の質問に対ししどろもどりになり、いつまでとは言えないとの回答でした。かつて原発誘致に関わった故山本壮一郎知事は、使用済核燃料はリサイクルするから敷地内には残らないと約束して女川町民を説得したと当時の関係者は証言しています。五月二十八日、須田女川町長は、あくまでも一時的な保管施設との位置づけなので、使用済核燃料は施設外へ搬出されるのが前提だと述べたが、知事も同じ認識でよろしいか、お答えください。

石巻市、女川町と周辺自治体の住民は、半永久的な核のごみ捨場になるのではないかという不安を抱えています。五月十六日、原発の危険から住民の生命と財産を守る会が女川町に提出した署名は三千五百六十八筆、うち女川町民からは八百三筆も短期日に寄せられました。東北電力に回答する前に、少なくとも女川町と石巻市の住民の意向を確認すべきと思うが、お答えください。

結局、使用済燃料を運び出す所は青森県六ヶ所村となりますが、三十年も動いてい

ない中で今も規制委員会が審査しているが見通しが立たない。全国の知事アンケートでも、核のごみの最終処分場受入れに前向きな声はなく、原子力政策が袋小路に陥る現実が浮かび上がっていると指摘されています。これでは女川原発敷地内に半永久的に置かれたものになるではありませんか、違いますか、答弁を求めます。

また、乾式貯蔵施設が設置されると新たな懸念も出てきます。先日四月十日、大船渡市の強風にあおられた山林火災の現場を視察しました。本当に言葉を絶するような山火事の恐ろしさを痛感しました。山火事対策はきちんと取られているのでしょうか。伺います。

また、飛行機事故、ミサイル攻撃の対象になる心配もあります。今後三十年以内に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が予想される中、危険な後始末もできない原発はやめるべきと思うが、答弁を求めます。

最後に、河南須江Gバイオ火力発電について伺います。

この問題について私は、二〇二〇年と二〇二一年の一般質問、二〇二三年の代表質問と三回取り上げてきました。石巻市議会でも複数の議員が質問していますが、事業者は地域住民に反対され続けて八年も経過しても諦めていないのです。当初のポンガミアの燃料からパーム油に変更し、何と林地開発許可申請を四月十七日に行ったとの新しい段階にきました。まずお聞きしたいのは、林地開発許可の手續ほどの程度の期間がかかるか、伺います。

県として歯止めをかける手段としては、森林法の第十条の二の第二項第三号にある規定として「当該森林周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」に該当するのではないか。閑静な住宅地や保育所がすぐそばにあること、出力十万二千七百五十キロワット、ディーゼルエンジン十基を二十四時間稼働し、ドラム缶一日二千五百本、五百トンもの油を燃やし続ける発電所は余りに異常でありませんか。アクセスが通過してもばい煙、悪臭、騒音、排水、そして大型ダンプや燃料を運ぶ大型トレーラーの通行など、危険と不安が消えません。環境を著しく悪化させるおそれがあることは紛れもない事実であり、許可不適合に該当すると考えるがどうか、答弁を求めます。

また、知事が許可するに当たって、関係市町の意見を聞かなければならないとなっていますが、石巻市の齋藤市長は市議会での答弁でも大きな懸念を表明しているのです。

特に燃料輸送について石巻市長は、安全対策などについて住民が納得されるような説明がされていないと答えているのです。一日三十三台の大型燃料トレーラーがひっきりなしに通行する異常さであります。石巻から運ぶルートですが、管理する石巻港インター線の渋滞も懸念され、これまで石巻市が管理する広域農道について、特殊車両や大型車両の通行を許可した事例はないとのことだが、県としても林地開発に当たって石巻市と十分協議し、住民生活を脅かす開発はすべきではないと思うがどうか、答弁を求めます。

Gバイオが計画している須江瓦山一帯は、河南町史によれば八世紀中頃から生産が始まった須江窯跡群にあつて、最も古くから操業されていた窯跡で、瓦や須江器の生産が行われ多数の遺跡が出土していると記述されています。仮に開発許可を県が出しても調査対象面積六・四ヘクタールとして確認調査の試掘で遺構が出れば、本格的な発掘調査に進むことになり、調査の時間と驚くほどの費用がかかると予想されるが、どの程度か参考までに伺いたいのであります。

最後に、角田市のGバイオが誘致したパーム油の発電所は、旅行大手HISから九州おひさま発電に転売され、現在もパーム油の燃料高騰で停止したままと聞くが、事実はどうか、答弁を求めて壇上での質問いたします。

どうも御清聴ありがとうございます。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 三浦一敏議員の一般質問にお答えいたします。叱咤激励ではなくて、叱咤アンド叱咤でお疲れさまでございました。一つ一つ反論せず淡々と答弁をさせていただきます。かなり質問数が多いので、簡潔に早口で答弁することをお許しくください。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、村井県政五期二十年についての御質問にお答えいたします。

初めに、昨年の講演についてのお尋ねにお答えいたします。

本講演では、企業誘致、仙台医療圏の病院再編、再生可能エネルギー地域共生促進税の導入、DXの推進の各テーマについてお話をいたしました。JSMCの進出や東北労災病院の富谷市移転につきましては、諸般の事情もあり当初の想定とは異なる結果となりましたが、半導体産業の誘致において、我が県の持つ立地環境の優位性が改めて認

識されたほか、病院再編に関しても仙台赤十字病院と県立がんセンターの統合につきま
しては、昨年十一月の基本構想をもとに協議を継続しているところであり、また、
再生可能エネルギー地域共生促進税につきましても、白石越河風力発電事業が地元との
合意を経て非課税認定となったほか、デジタル身分証アプリの登録者数は約六十六万人
に達するなど、その他のテーマについても着実に成果が上がりとつあると認識しており
ます。

次に、病院再編の総括についての御質問にお答えいたします。

仙台医療圏における病院再編は、令和元年度に開催した県立病院のあり方検討会議
での提言などを踏まえ、少子高齢化や人口減少が進む中、限られた医療資源をバランス
よく配置することで、将来に向けて県民に適切な医療を持続的に提供していくことを目
指し取り組んできたものであります。特に、老朽化が著しい施設の早期建て替えや、身
体合併症対応能力の向上などを目的とした県立精神医療センターと東北労災病院の富谷
市への移転・合築につきましては、患者、家族などの当事者や関係者からの賛成、反対
両方の様々な御意見を踏まえながら、柔軟かつ多角的視点で様々な対応案を示すなど慎
重に議論を進めてまいりました。結果的に移転・合築の実現には至りませんでした、が、
今回の協議をきっかけに様々な場面を通じて、県の政策医療や今後の地域医療体制にお
ける課題を県民の皆様によく知っていただけたものと認識しております。県といたしま
しては、政策医療の課題解決に向け関係者の御意見を頂きながら、引き続き丁寧な議論
を進めてまいります。

次に、広域防災拠点整備についての御質問にお答えいたします。

県では、東日本大震災の教訓を踏まえ、傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化、広
域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保、物資輸送中継拠点の整備等が
必要であることを強く認識したことから、被災区域を県内全域と想定し、広域防災拠点
としての役割や医療機関等との連携、高速道路へのアクセス性など再度整理、評価した
上で宮城野原地区に整備することといたしました。本事業については、近年の資材、人
件費高騰等のほか、雨水排水対策の変更や埋蔵文化財調査の追加などにより、事業費は
約四百二十二億円、事業期間は仙台貨物ターミナル駅の移転完了が令和十一年度、広域
防災拠点の整備完了が令和十四年度となる見込みであり、いずれも、事業着手時には想

定し得なかったことからやむを得ないものと考えております。また、この事業費の増額や事業期間の延伸につきましては、令和五年度に実施した公共事業再評価において、行政評価委員会より事業継続は妥当との答申を受けました。宮城野原地区の広域防災拠点、我が県が進める防災体制の構築に極めて重要な施設であることから、引き続き一日も早い供用に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、県政の評価についての御質問にお答えいたします。

私が知事に就任して以降、我が県は東日本大震災や新型コロナウイルス感染症、リーマンショックなど、多くの困難に直面してまいりましたが、私は富県共創あるいは創造的復興などのスローガンの下、一つ一つの課題にしっかりと向き合い、その解決に向けて全力を尽くしてまいりました。その過程においては、県内総生産十兆円の達成など当初の目標が実現したものもありますが、それらも含め、これまでの県政に対する評価は県民の皆様がそれぞれに判断されるべきものと考えております。

次に、大綱三点目、女川原発・乾式貯蔵施設についての御質問のうち、女川町長と同じ認識かとお尋ねにお答えいたします。

乾式貯蔵施設に貯蔵された使用済燃料については、東北電力から六ヶ所再処理工場が竣工し、再処理事業開始後に計画的に搬出すると伺っております。このため、女川原子力発電所敷地内に設置を計画している使用済燃料乾式貯蔵施設は、あくまでも一時的な保管施設であると認識をしております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 公営企業管理者千葉衛君。

〔公営企業管理者 千葉 衛君登壇〕

○公営企業管理者（千葉 衛君） 大綱一点目、村井県政五期二十年についての御質問のうち、みやぎ型管理運営方式についてのお尋ねにお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式は、これまでどおり県が水道事業者として最終責任を担いながら、浄水場や処理場の運転管理と設備更新を民間事業者に委ねる官民連携事業であり、民間の力を最大限活用することにより、料金上昇抑制や経営基盤強化を図るなど、持続可能な水道経営に向けて令和四年度から導入したものです。運営は多くの水事業実績を誇る国内企業を代表に、地元企業を含めた十社で構成する特別目的会社が行っており、

二十年間で約三百三十七億円のコスト削減を見込んでおります。本方式の導入により、昨年度は一年前倒して水道料金を引き下げたほか、DX化の推進等による業務の効率化、地域人材の直接雇用などの地域貢献が図られ、着実に事業効果が現れているものと認識しており、こうした取組は国などからも高く評価されております。県といたしましては、引き続き運営権者と緊密に連携しながら、みやぎ型管理運営方式が全国の水道事業における新たなモデルとなるよう鋭意取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 復興・危機管理部長高橋義広君。

〔復興・危機管理部長 高橋義広君登壇〕

○復興・危機管理部長（高橋義広君） 大綱三点目、女川原発・乾式貯蔵施設についての御質問のうち、住民の意向を確認するべきとのお尋ねにお答えいたします。

安全協定に基づく事前協議に対しては、国の審査結果も踏まえて施設の安全性を確認し、地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図る観点で判断することとしております。この判断に当たり、住民の意向を確認する手続は求められていないことから確認することは考えておりませんが、回答に当たっては、女川町及び石巻市と連携して対応してまいります。

次に、使用済燃料が半永久的に置かれるのではないかとの御質問にお答えいたします。

国の第七次エネルギー基本計画において、乾式貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は、六ヶ所再処理工場へ搬出するという方針が明記されており、同工場は来年度中に竣工する予定となっております。また、東北電力からは、使用済燃料は同工場の竣工後、計画的に搬出すると伺っております。県としましては、使用済燃料の早期搬出を国及び事業者に対して求めてまいります。

次に、乾式貯蔵施設の山火事対策及び原子力発電所の停止に関する御質問にお答えいたします。

山火事対策については、原子力規制委員会において新規制基準に基づき、適切な対策であることが確認されております。また、現在稼働中の二号機についても、原子力規制委員会による厳格な審査の結果、新規制基準に適合した安全対策が取られているもの

と承知しております。なお、原子力発電所の稼働の是非を含む原子力政策については、国において総合的に判断されるべき問題であると考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長末永仁一君。

〔環境生部長 末永仁一君登壇〕

○環境生活部長（末永仁一君） 大綱四点目、河南須江のGバイオ火力発電についての御質問のうち、林地開発許可の手續に要する期間についてのお尋ねにお答えいたします。林地開発許可については、県の許可制度実施要綱により、申請からの標準処理期間を休日を除く八十日と定めており、おおむね四か月となります。この日数には申請内容の補正に要した日数は含めないため、実際には面積規模や開発目的等に応じ、許可までに六か月を要する等、事案により様々でございます。

次に、森林法で定める不許可事由についての御質問にお答えいたします。

林地開発許可制度では、開発行爲によつて森林の機能の低下等が当該森林周辺の地域に及ぼす影響の程度について審査を行うものであり、災害の防止、水害の防止、水の確保及び環境の保全の四項目における基準を満たす必要があります。そのうち、環境の保全については、国の通知に基づき、開発目的や周辺の土地利用の実態に応じ、一定面積の森林を残置または造成するとともに、残地森林等を適正に配置し維持管理されるかを審査するものです。事業活動に伴うばい煙、悪臭、騒音、排水等については、林地開発許可における審査の対象ではなく、既に環境影響評価条例に基づく手續が行われており、大気汚染物質の濃度など生活環境への影響の低減に向けた環境保全措置が事業者から示され手續は終了しております。

次に、石巻市から懸念が示されている林地開発許可についての御質問にお答えいたします。

林地開発許可においては、国の通知に基づき、災害及び水害の防止、水の確保、環境の保全に関する四項目について、市町村長の意見を聞くこととなっております。今後、市町村長から意見が提出されれば、それを受けて県では、事業者に対し指導を行い、意見への対応状況を提出させるとともに、必要に応じて市町村への説明も求めながら許可基準に基づき慎重に審査を行ってまいります。

次に、発掘調査の期間と費用についての御質問にお答えいたします。

遺跡のある土地における林地開発行為では、事前に発掘調査を行うこととなりますが、まず地元の市町村教育委員会が事業地内の遺構の存在する範囲や種類、規模等を把握する確認調査を行い、その結果をもとに、本格的な発掘調査を行う範囲を決定し、期間や費用を見積もることとなります。今回はまだ確認調査を実施しておりませんので、現時点で本格的な発掘調査を行う面積の決定や期間、費用を見積もることは困難であります。

次に、角田市にあるパーム油の発電所についての御質問にお答えいたします。

当該施設の稼働状況については、燃料高騰などによりパーム油の調達が困難なことから、本格的な操業には至っていないと聞いております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君登壇） 大綱一点目、村井県政五期二十年についての御質問のうち、富谷市長の誘致継続への同調や病院の引き抜きともとれる言動はやめるべきとお尋ねにお答えいたします。

現在、富谷市が実施している総合病院の公募については、富谷市及び周辺自治体が主体的に取り組んでおり県が主導するものではありませんが、政策医療を推進する観点から必要な助言を行うとともに、今回の病院誘致が政策医療の課題解決につながるの見極めた上で支援策の検討も行ってまいりたいと考えております。県といたしましては、引き続き仙台医療圏を構成する仙台市をはじめとした関係自治体とも十分な連携と情報共有を行いながら、将来にわたって県民に適切な医療を提供できるよう取り組んでまいります。

次に、東北労災病院の患者や職員に対しおわびすべきとの御質問にお答えいたします。

東北労災病院の富谷市移転については、独立行政法人労働者健康安全機構と協議確認書を取り交わし、政策医療の課題解決を図るとともに、地域バランスのとれた持続可能な医療提供体制の実現を目指し、双方合意のもとで協議を継続してきたところであります。

しかしながら、労災病院グループ全体の経営状況悪化や建築費の高騰により、移転に必要な整備資金を確保することが困難であるため協議を終了したい旨の申出があり、県としてもやむを得ないものとして運営主体である労働者健康安全機構の判断を尊重し受け入れたものです。東北労災病院については、現地での存続との判断が示されたことから、更なる経営改善に努めていただき、引き続き県の政策医療に貢献していただきたいと考えております。県といたしましても、仙台医療圏北部の課題解決に向けて継続して取り組むことで、政策医療に対して責任を持つ県としての役割を果たしてまいります。

次に、出生数の減少に関する所見についての御質問にお答えいたします。

先日、令和六年の人口動態統計が公表され、この中で我が県の合計特殊出生率は前年から〇・〇七ポイント下落して一・〇〇となり、全国での順位は四十六位で前年より一つ下落するとともに出生数についても減少しており、非常に強い危機感を持っております。一方で、出生数に関わりの深い婚姻数や婚姻率は増加しており、今後に向けた明るい兆しも見えてきております。県といたしましては、これまでの少子化対策の取組を更に充実強化しながら部局横断で総合的な施策を推進しているところであり、今後とも次世代育成・応援基金などの独自財源を最大限に活用しながら県庁一丸となって強力に推進してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長中谷明博君。

〔経済商工観光部長 中谷明博君登壇〕

○経済商工観光部長（中谷明博君） 大綱一点目、村井県政五期二十年についての御質問のうち、半導体企業の誘致についてのお尋ねにお答えいたします。

半導体はあらゆる産業に不可欠な重要物資であり、今後も重要性が高まるものと認識しております。我が県にはトップレベルの半導体研究開発や人材育成を行う東北大学に加え、高度な都市機能、充実した交通や産業のインフラがあり、世界有数の半導体製造装置メーカーも立地していることから、半導体企業からはすぐれた立地環境であるとの高い評価を頂いております。半導体関連産業は裾野が広く、新たな産業分野の集積が見込まれるほか、東北大学との連携による技術の高度化や他産業への波及も期待できることから、その中核となる半導体工場の誘致について、引き続き重点施策としてしっか

り取り組んでまいります。

次に、宿泊事業者部会を設置する圏域を分割すべきとの御質問にお答えいたします。宿泊事業者部会は、みやぎ観光振興会議における圏域会議と同一エリアで実施をすることが効果的な施策の検討につながるものと考え、圏域会議単位での設置としたものです。委員の選定に当たっては、県ホテル旅館生活衛生協同組合各支部や市町村などからの推薦を踏まえ選定したものであり、各地域の宿泊事業者の代表者としての貴重な意見を頂戴しているところであります。県といたしましては、委員の皆様からの御意見だけでなく、地域単位においても、必要に応じて個別に御意見を伺いながら効果的な観光施策の検討を進めてまいります。

次に、観光財源に既存の税金を効果的に活用すべきではないかとの御質問にお答えいたします。

全国的にインバウンドを含む観光需要が増大している中で、東北地方への旅行者数や観光消費額の伸びは低い状況にあることから、我が県としても観光施策をより一層充実させる必要があるものと認識しております。一方、我が県の予算においては、社会保障関係経費や老朽化した施設の維持管理費など、経常的経費が今後増加するものと見込まれており、観光予算に振り向ける一般財源を大幅に増額することは困難であります。そのため、観光振興に特化した財源を確保し、中長期的な視点で新たな施策を展開することが重要であると考え、今般宿泊税を導入することとしたものです。県といたしましては我が県を訪れる観光客や県内の観光関係事業者が、宿泊税を導入してよかったと思っただけのような観光施策の一層の充実に努めてまいります。

私からは、以上です。

○議長（高橋伸二君） 農政部長石川佳洋君。

〔農政部長 石川佳洋君登壇〕

○農政部長（石川佳洋君） 大綱二点目、米価高騰についての御質問のうち、高騰の要因についてのお尋ねにお答えいたします。

国では、米価高騰の背景として、令和五年の猛暑の影響などにより昨年夏に民間在庫量が減少したことや、令和六年産米において大手集荷業者以外への流通量が増加し、流通に目詰まりが生じたことを挙げており、これらも一因になったものと考えておりま

す。今後、更に米の安定供給等に関する関係閣僚会議において要因が検証されるものと承知しております。

次に、計画的な米増産への切替えについての御質問にお答えいたします。

米の生産量については、国が需給動向等を的確に把握し、食料安全保障の観点も踏まえ適正に判断するものと認識しております。県といたしましては、今後国で進められる議論の中で、米の安定供給や国内外の需要を含めた中長期的な対策が検討されることから、引き続きその動向について注視してまいります。

次に、米の品種育成や新規就農者等への支援についての御質問にお答えいたします。近年、夏の高温により米の品質が低下していることから、高温耐性を備え食味などにすぐれた品種の育成が必要と認識しております。このため県では、今年度、試験研究を増額するなど高温耐性を持つ品種の早期育成に向けて取り組んでいるところです。また、新規就農者や小規模農家に対しては、就農準備から機械等の導入などにより、経営が安定するまで切れ目のない支援を行うことで地域農業を支える人材の育成に努めてまいります。

次に、米の生産基盤についての御質問にお答えいたします。

米の消費量が減少傾向にある中、県ではこれまで、米の需給動向等を踏まえながら、米の主産県として生産に取り組むとともに、水田を有効に活用することで、大豆については全国二位の産地となるなど農業生産基盤を維持してきたものと認識しております。県といたしましては、引き続き食料の安定供給と水田農業の振興に努めてまいります。

次に、米不足と価格高騰については国が責任を持って対応すべきとの御質問にお答えいたします。

米の流通については消費者が購入しやすいだけでなく、生産者にとって再生産可能となる合理的な価格で安定供給されることが基本になるものと認識しております。県といたしましては、今後、国において米政策の検証と見直しが行われることから、これらの視点も踏まえ中長期的な対策が検討されることを期待しております。

次に、農林水産予算についての御質問にお答えいたします。

我が県の農林水産業は、主要な食料供給基地として、また、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしているものと認識しており、これまで県では、生産基盤

の維持、強化に向け、農地整備や共同利用施設、機械の整備などを重点的に推進してまいりました。県といたしましては、農林水産業の持続的発展に向け、国の予算を積極的に活用しながら、しっかりと取り組んでまいります。

次に、公益社団法人みやぎ農業振興公社の委託費についての御質問にお答えいたします。

地域の担い手等に農地集積を図る農地中間管理事業については、法律に基づき県が指定した公益社団法人みやぎ農業振興公社において事業を実施しております。また、事業の円滑化を図るため、地域の実情に応じて一部業務を公社から市町村やJAへの委託により行っております。このような中、今年度、公社が相談窓口を担っている地域において、日頃から地域に精通しているJAを希望するとの声があることは伺っております。このため県といたしましては、公社に対しJAなどへの委託も含め地域の関係者と調整を図り、来年度の円滑な事業推進が図られるよう働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） それでは、順次質問いたします。

早速、病院問題でございますが、二〇二三年二月のゆさ議員の代表質問で、精神医療センターの合築の見通しなどに関し合意ができなかったらどうするかとの質問に対し、知事は、「知事選挙の最大公約ですから、これが実現できないということになれば、当然これは責任問題になるだろうと思います」と答弁したのですが、これ忘れてないよね。どうなんですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 議事録をよく読んでいただきたいと思うのですが、県のほうからやめるというふうにしたときには当然責任があると。ただ、相手側からやめるという場合は、これはもう県の責任ではありませんと、私の責任問題ではありませんというふうに答弁したと記憶しております。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） それは私も篤と分かっているの。しかし、よくよくこれ考えてみると、東北労災病院と県精神医療センターの富谷の合築は、結局住民の反対運動

やらいろんな諸矛盾があつて……県精神医療センターを名取のほうに移転を決断したのは、それは知事の判断なんです。だから、そのあとに東北労災病院は経営の問題とか諸事情によつてお断りされた。もともとのそのきつかけを——合築のはしごといか、計画を断念させられたのは、知事自身の——それはそれで、その当時そういう決断したのはいいとは思いますが、しかし、そういう決断をしたのは知事なんだから、私はその責任はあるのではないかというふうに思うんですが、どうですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） この四病院の再編問題というのは、精神医療センターだけの問題ではなくて、黒川郡の救急搬送時間が非常に長いという問題、また、災害のときの対応をできるような病院がないといったようなこと、そういったようなものを解決すると、また、あわせて、仙台市内に二次救急の病床数が非常に多過ぎると。このまま行けば潰し合いになってしまうと。そういったような全体のことを考えながら、それに併せて精神医療センターの合併症の対応もできるといふようなそういった総合的な判断から出したものでございます。したがって、精神医療センターを名取に持つていくからといって私のほうから断念したということにはならないというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） 知事のほうから断念したからそうなったんじゃないの。だから、これね、知事の前の答弁との関係でも私はよく考えて……どういう風に——責任のとり方は山ほどあるのだけれど、よく考えてもらわなくては駄目だというふうに思いますよ。それから、知事が言う将来のため病院再編が必要だという理屈は成り立たないの。病院移転を今生きている人たちに結果として不安に陥れるようなそういうこと言うのは駄目なんです。知事は将来とかそういう病院過剰云々かんぬんと盛んに言っているけれど、実際問題これに伴つてどれだけの人が心配したり悩んだか。そのことに為政者として心をやはり砕くべきではないですか。どうですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 関係者の方にいろいろ御心配をおかけしたことは事実だということに認めたいと思っています。ただ、何度も申し上げているように、今いる人たちがよければ全体的にいいわけではなくて、将来病院が一つ、二つ、三つとなくなってきたら、

結果としてなくなる病院の近くにいる人たちにとつたら大変なことになってしまう。また、仙台医療圏全体として大変な問題になってしまうと。ですから、私の立場としては、早め早めに将来を見越して手を打っていくと、これが今一番必要なことだというふうに考えて対策したものでありますから、どうか御理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） 御理解はできないの。

それで、次に米問題に移りますが、知事は米問題について一言も答弁は——部長が答弁されましたからいいのだけれど、この米価高騰を招いた今と歴代の自民党農政について知事はどう思っているの。感想を。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 米というのは主食ですから極めて重要なものであります。ただ、全て税金で管理し続けるというのも、やはり難しいというのは事実だというふうに思います。したがって、一定程度の競争原理を入れながら、しかし、ある程度は統制をしながら調整を図って、そして農業が永続的に続けていけるようにするという今までのやり方は間違ったものではないというふうに思います。やはり、農家の皆さんが——非常に担い手が不足してきている、いなくなってきたり、高齢化が進んでいる。これに対してもっと早く手を打っていくべきではなかったのかなというふうには考えております。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） まともに答えてないんだね。それで共同通信社の世論調査の先ほど例を出しましたけれど、国の方向性もやはりもうこのままでは駄目だという方向だし、それから世論も八八%がその増産に賛成だということなのだけれど、知事自身はどう思っているの。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 米の増産についてですよね。やはり需給バランスをとりながら検討していかねければならないと。人口が減ってきている、特に若い人、生産年齢人口が減っていく中で米をどんどん増やしてしまうと、今度は米余りになってくると価格が一気に下がってしまう可能性もございますから、この辺の需給バランスというのは慎重に考えていくべきではないかなというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） やはりこれはどの政府でも同じだけれど、主食の米を、そういう基幹産業をもっと大事にしていくという姿勢、そういうことをしないと駄目じゃない。だって、生産者にはちゃんとした価格、ある程度の価格を保障しなければ安心してやっていけない。それから、消費者に対しても手頃な値段、もう単なる自然の成り行きに任せては駄目なんですよ。今回のはそういう結果だから。知事そう思いませんか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今回のやはり一番の大きな問題は、小泉農水大臣がやっておられますけれども、流通の問題が非常に大きかったのではないかなというふうに思っております。そこはやはりしっかりと検証して、ある程度メスを入れていくというのは、今回の大きな課題ではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君） 知事、今年の六月で需要と供給で四十四万トン差があったんだよ。そういうことに対して国としては手を打たなかった。どんどんどんどんにかく農家を減らし、米を減らして何とかかなるなんていうような成り行きに痛打が来たわけですよ。そういうことに対して知事自身が国の農業政策だけでなく、そういうことについてよく考え、国に物を言うということが必要なのではないですか。

女川原発・乾式貯蔵の問題でございますが、先ほどは女川町長と同じ認識を持っておられるということで、それはよかったなというふうには思っています。それで、知事なり部長に聞きたいのですが、この東北電力は八月頃まで宮城県と女川町、石巻市の地元合意を目指すとしているのですが、女川町議会、石巻市議会は東北電力を呼んでこの説明をちゃんとやらせているわけ。だから、知事と議長が相談して、期間はそんなにないけれど、県議会のしかるべき委員会なりあるいは全協でもいいから、この説明をちゃんと東北電力にさせるということをできないんですか。この程度のこと。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 議会の対応については、私どもというよりも議会の皆さんで御検討いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君）　だから、それは知事自身が協議をしてやったらどうかって言ってるんですよ。そういうのが最低限必要なんではない。そして、先ほど部長の答弁の中で六ヶ所村に来年度に完成するから云々と言っているけれど、もう二十七回も完工検査延期になってるんだよ。だから、国の言い分とか何かのそういうことをただ信用するということにならないでしょう。すぐ完工するのだったら何でこんなもの造るんですか。だから、この先どうするんだということを——私どもはそういうことに反対ではあるけれど、一体全体この先どうなるのかということをちゃんと担保なり、確認なり、何かしなければうまくないんじゃない。どうなの、知事。

○議長（高橋伸二君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　何度も延期されていることについては憂慮しておりますけれども、一歩一歩前に進んでいるという国の説明でありますから、私どもそれ以上のことを調べる権限もありませんので、まずは完成することを心待ちにしたいというふうに思っております。

○議長（高橋伸二君）　三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君）　須江バイオマス発電につきましてお聞きいたしますが、環境アセスの最後に知事意見を付して述べられている。この巨大な発電所についていろいろな懸念の声を述べているのですが、その一部を紹介していただけませんか。

○議長（高橋伸二君）　環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君）　環境影響評価手続の中で、石巻市から、事業実施区域周辺で保育所や小学校などが近接しまして、これによる交通事故等の危険性が予想される。また周辺住民の生活環境への影響が大きく懸念されるという意見を頂きました。これを受けまして知事意見としまして、燃料輸送に伴う交通環境負荷の増加による環境影響等が懸念されるので、一層の環境影響の回避、低減に努めることを事業者に求めました。この結果、大型車両の通行ルートの一部が見直されまして、事業者による住民への説明が行われたという経過をたどっております。

○議長（高橋伸二君）　三十九番三浦一敏君。

○三十九番（三浦一敏君）　この知事意見の中でも結構きちっとした意見は出していますから。ところが事態は石巻市議会のやりとりを聞きましても全然事態は変わっていない

んですよ。ですので、知事とはいろんな意見は違うけれど、殊この問題については、大変事態は深刻というか大変なんですよ。大体知事の頭の上とか、私の頭の上にそういうものができたら、じっとしてはいられないでしょう。そして様々な問題があるわけ。だから、県として今できるということは林地開発しかないから。この問題について厳しく対応していただきたいと思いますが、最後に質問して終わります。

○議長（高橋伸二君） 環境生活部長末永仁一君。

○環境生活部長（末永仁一君） 現在、林地開発許可の手續中でございます。今後、埋蔵文化財の調査が進みますけれども、それに加えて、再生可能エネルギー地域共生促進税の対象となるものでもございます。先月、そのことを事業者にも説明いたしました。条例の趣旨は地域と共生した再エネの推進ということで、協議会などによりまして、地域の合意形成を図ることで非課税ともなり得ます。事業実施に当たっては、地域との共生に努めるように条例の趣旨や制度について説明し、促してまいりたいと考えております。